

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月28日（平成29年（行情）諮問第548号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行情）答申第564号）

事件名：特定日付けの補正依頼文書に記載された「報告」に係る国会審議に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年月日作成の補正に関する分 国会審議に係る文書（「報告」が国が定めたというときの、判断基準が記載されている文書）（特定年月日補正の請求2に関する分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月16日付け27受文科初第4357号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、「特定年月日作成の補正に関する分 国会審議に係る文書（「報告」が国が定めたというときの、判断基準が記載されている文書）（特定年月日補正の請求2に関する分）」（本件対象文書）についてなされたものである。

本件開示請求については、文部科学省初等中等教育局特定課（以下「特定課」という。）において該当文書は保有しておらず、作成していないため、不存在不開示となるところ、審査請求人に対し、不存在不開示である旨を示し、不存在不開示以外の要望を確認するため、補正を依頼したが、応じなかったものである。

そのことから、行政文書が存在しないことによる不開示決定としたところ、審査請求人から、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求がされた

ところ。

## 2 不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る開示請求について、特定課では、上述のとおり文書を保有・作成していないため、該当する文書は存在しない。

なお、不開示決定を行うに当たっては、平成28年4月4日に補正依頼を行う（回答はなかった。）とともに、併せて、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

さらに、本件諮問に際しては、改めて行政文書ファイルを検索するとともに、担当課の執務室及び倉庫内の書庫について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

## 3 原処分にあつたの考え方について

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年3月5日 審議
- ④ 同月27日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書は存在するとして、本件対象文書を不存在により不開示とした原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件は、「特定年月日作成の補正に関する分 国会審議に係る文書（「報告」が国が定めたというときの、判断基準が記載されている文書）（特定年月日補正の請求2に関する分）」の開示を求めるものであるところ、文部科学省では、審査請求人から別件開示請求があつた

際、行政文書の特定を行うための補正を特定年月日付けで文書により依頼しており、当該補正依頼文書中の請求2という項目に「「学習障害児に対する指導について（報告）」（平成11年7月2日学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。））を特定し開示する」旨の記載があることから、本件開示請求は、「学習障害児に対する指導について（報告）」（協力者会議）に係る国会審議に関する文書の開示を求めるものである。

イ 文部科学省において、「学習障害児に対する指導について（報告）」（協力者会議）を担当しているのは特定課であるため、特定課において、行政文書ファイル管理簿における検索を行い、特定課の執務室及び書庫等を探索したところ、該当する文書の存在は確認できなかった。

また、文部科学省において、「学習障害児に対する指導について（報告）」（協力者会議）に係る国会審議が行われていないことについても確認した。

さらに、諮問に際して、改めて行政文書ファイル管理簿を検索するとともに、特定課の執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司